

「常陽」における医療用放射性同位元素生産実証に
係る労働者派遣契約

派遣契約仕様書

「常陽」における医療用放射性同位元素生産実証に係る
労働者派遣契約仕様書

1. 目的

本仕様書は、日本原子力研究開発機構 大洗原子力工学研究所 燃料材料開発部 集合体試験課が高速実験炉「常陽」（以下、「常陽」という。）を利用した医療用放射性同位元素（以下、RI という。）の生産実証試験として実施する、照射前の Ra-226 を含んだ照射ターゲット作製、「常陽」照射後の照射ターゲットからの Ac-225 分離抽出、上記に伴う各種分析作業、及び試験に必要な照射燃料集合体試験施設（以下、FMF という。）に設置された設備の整備、保守点検業務に従事する労働者の派遣について定めたものである。

派遣労働者は、本仕様書に示す基本的な要件を満たした上で、設備及び分析装置の構造、取扱方法、関係法令等を十分理解し、本業務を実施する。

2. 業務内容

(1) 照射ターゲット作製に係る照射前試験及び条件検討

- ① 照射ターゲットの作製および作製条件検討
- ② 照射ターゲットのキャップセル封入
- ③ 試験データの整理、報告書作成

(2) Ra/Ac 抽出分離に係る照射後試験及び条件検討

- ① 照射ターゲットの溶解および溶解条件検討
- ② Ra 溶液の不純物分離および分離条件検討
- ③ Ra 溶液からの Ac-225 分離抽出および分離抽出条件検討
- ④ 試験データの整理、報告書作成

(3) 医療用 RI 生産実証に係る分析作業

- ① Ge 半導体検出器及び α スペクトロメータを用いた核種分析
- ② ICP-MS を用いた元素分析
- ③ 熱分析及び X 線回折による特性分析
- ④ 分析データの整理、報告書作成

(4) 医療用 RI 生産実証試験のための設備整備、装置及び設備の保守点検業務

- ① 試験に必要な装置の選定および仕様の検討業務
- ② 試験に使用する装置設備の調整業務
- ③ 研究設備、機構資産物品の設置、保守及び廃止に係る管理業務
- ④ 機構資産物品・消耗品の管理業務

(5) 作業責任者及び作業担当者としての業務

上記(1)～(4)の作業における安全管理及び監督を行う。

(6) 調整業務

機構職員等との調整により合意が得られた場合は、機構が行う教育、動員、その他の活動（会議等）への参加を本契約業務に含む。

(7) 付隨的業務

上記、密接不可分・一体的に行われる付隨業務で、派遣労働者の就業場所において自他の業務に関わりなく派遣労働者の業務とされているもの。

3. 派遣労働者の要件等

派遣労働者の要件については、以下に掲げるものとする。

(1) 派遣労働者の基本的要件

システム等の基本的操作が可能で、これらのパソコンソフトを活用して事務処理が出来る者とする。

- ① Microsoft Word・Excel により書類作成・印刷等の操作ができ、Microsoft Excel については、関数を用いた表計算・グラフ作成を行うことができる。
- ② Microsoft Edge により Web ページの閲覧が出来る。また、公共交通機関の料金について記載されている Web ページを検索し、業務に必要な情報を入手できる。
- ③ Adobe Reader により PDF ファイルの閲覧、印刷等の操作ができる。

(2) 技術的要件

【派遣労働者 I 及び II】

- ・ 質量分析機器の取扱いの経験を有していること。
- ・ 溶液化学実験の器具の取扱いの経験を有していること。

【派遣労働者 I】

- ・ グローブボックスを使用した放射性物質の取扱いの実務経験を有していること。
- ・ 放射線測定器を用いた核種分析の実務経験を有していること。
- ・ 非密封放射性同位元素等の高線量放射性物質を含むセラミックスの作製（成形、高温焼結）に係る実務経験を有していること。

(3) 業務遂行にあたり派遣労働者が具備すべき条件

- ・ 比較的高度な作業を滞りなく迅速に処理できる。
- ・ 特定の専門知識や経験に基づき、作業上の特殊な条件変化に対応できる。
- ・ 電算機分野においては、プログラム仕様書通りのプログラミングができる。又は、プログラミングどおりのオペレーションができる。
- ・ 個人の信頼性確認制度の審査に合格し、防護区分 I ・ II 施設の常時立入者に指定できる。

(4) 派遣労働者の条件

- ・ 派遣労働者を「無期雇用派遣労働者に限定する」

(5) 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

- ・ 役職なし。

4. 組織単位

大洗原子力工学研究所 燃料材料開発部 集合体試験課

5. 就業場所

茨城県東茨城郡大洗町成田町 4002 番地

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

大洗原子力工学研究所

燃料材料開発部 集合体試験課 照射燃料集合体試験施設 (FMF)

TEL : 029-267-1919 (内線 80355510)

その他、指揮命令者と事前に定めた場所

なお、機構が認めた場合に限り必要に応じて在宅勤務を命ずることがある。その場合の就業場所は、派遣労働者の自宅とし、在宅勤務により発生する一切の経費(通信費・水道光熱費等)については、派遣労働者又は派遣元の負担とする。

また、在宅勤務にあたっても、機構のルール及び指示に従うこと。

6. 指揮命令者

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

大洗原子力工学研究所 燃料材料開発部 集合体試験課長

TEL : 029-267-1919 (内線 80355510)

7. 派遣期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

8. 就業日

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始(12月 29 日～1月 3 日)、機構創立記念日(10月の第 1 金曜日とする。但し、10月 1 日が金曜日の場合は、10月 8 日とする。)、その他当機構が指定する日(以下「休日」という。)を除く毎日。

ただし、当機構の業務の都合により、休日労働を行わせることがある。

なお、休日労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

9. 就業時間及び休憩時間

(1) 就業時間 8 時 30 分から 17 時まで

(2) 休憩時間 12 時から 13 時まで

当機構の業務の都合により、就業時間外労働を行わせることができる。

就業時間外の労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

ただし、機構が業務に支障がないと認めた場合は就業時間を変更することができる。な

お、指揮命令者は派遣元へ事前に適用の可否を確認するものとする。

10. 派遣先責任者

日本原子力研究開発機構 大洗原子力工学研究所 運営管理部 労務課副主幹

11. 派遣人員

2名

12. 業務終了の確認

機構が定める就業状況報告により本仕様書の定める業務の終了を確認する。

13. 提出書類 (部数：次の提出先に各1部、提出先：「指揮命令者」及び「派遣先責任者」)

- (1) 労働者派遣事業許可証(写)(契約後)
- (2) 派遣元の時間外休日勤務協定書(写)(契約後及び変更の都度速やかに)
- (3) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号(契約後及び変更の都度速やかに)
- (4) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書(契約後及び変更の都度速やかに)
- (5) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類(契約後及び変更の都度速やかに)※届出日付又は取得日付を含む。
- (6) 個人の信頼性確認に必要な個人情報※〔自己申告書(機構が定める様式用紙)及び原子力規制委員会告示第一号(平成31年3月1日)に示す公的機関証明書類等(運転免許証の写し、住民票記載事項証明書の原本、パスポートの写し(必要に応じて)、身分証明書の原本、その他必要な公的証明書類等の原本または写し)より必要に応じて選定し、自己申告書に添付すること〕
- (7) その他必要となる書類

14. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)に適用する環境物品(事務用品、OA機器等)が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書(納入印刷物)については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

15. 特記事項

- (1) 当機構の業務の都合により出張等を命ずることがある。この場合の出張旅費等については、契約書別紙に定める費用を当機構が負担する。
- (2) 当機構の業務の都合により学会等への参加を命ずることがある。この場合の学会等参加費については、契約書別紙に定める費用を当機構が負担する。
- (3) 照射燃料集合体試験施設に従事している際に、非常事態が発生した場合は、施設管理者の指示に従うものとする。

(4) 原子力規制委員会規則第一号(平成31年3月1日)に基づき、区分I及び区分IIの防護区域等への常時立入のための証明書の発行又は秘密情報取扱者の指定を受けようとする者については、あらかじめ、妨害破壊行為等を行うおそれがあるか否か又は特定核燃料物質の防護に関する秘密の取扱いを行った場合にこれを漏らすおそれがあるか否かについて原子力機構が確認を行うため、これに伴い必要となる個人情報の提出(原子力規制委員会告示第一号(平成31年3月1日))に指定された公的証明書※の取得及び提出を含む)、適性検査、面接の受検等に協力すること。また、受検の結果、妨害破壊行為等を行うおそれがある又は特定核燃料物質の防護に関する秘密の取扱いを行った場合にこれを漏らすおそれがあると判断された場合、区分I及び区分IIの防護区域等への常時立入のための証明書の発行及び核物質防護に係る秘密情報取扱者の指定を受けることはできない。

※居住している地域を管轄する地方公共団体が発行する住民票記載事項証明書及び身分証明書またはこれに準ずる書類(原子力機構が薬物検査及びアルコール検査を実施するため医師の診断書は不要(不合格となった場合を除く))

以上